

専決処分の報告について

燕市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項から第4項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度」に改め、同条に次の1項を加える。

7 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額に係る令和2年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 22,700円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 37,800円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,900円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。